

令和6年度補助事業の概要 (公益財団法人 海難審判・船舶事故調査協会)

1. 海難審判等相談事業

全国9箇所の相談所において、海難審判や運輸安全委員会の事故調査を受ける船員等からの一切の相談に、経験豊富な相談員が無料で応じた。

また、事業の周知・啓発のため、ノベルティグッズ（モバイルスタンド）やチラシを配布するとともに、国土交通省運輸安全委員会と連携し、ポートフェアやヨットショー来場者に船舶の安全運航のための情報を提供した。



モバイルスタンド

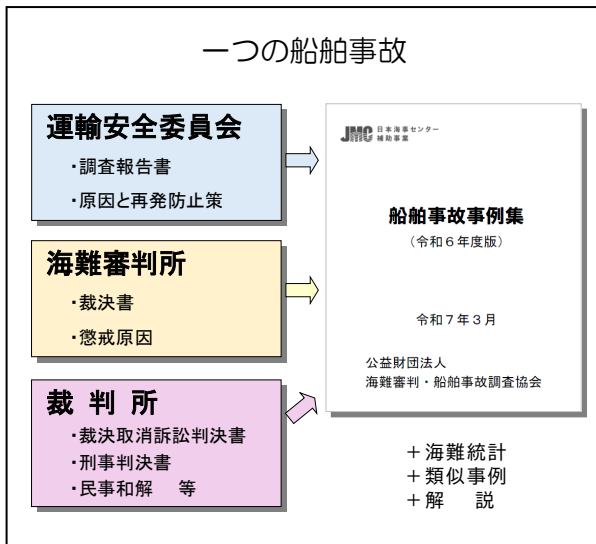


ポートフェアでの周知・啓発活動

2. 船舶事故事例調査研究事業

一つの船舶事故（海難）について、原因究明や再発防止策等を取りまとめる行政機関及び司法機関による最終判断を比較整理、研究した。

本編として5件、二元比較編として20件を研究し、類似事例、解説などを加え、「船舶事故事例集（令和6年度版）」として刊行し、船社、海事関係団体、弁護士等に提供した。

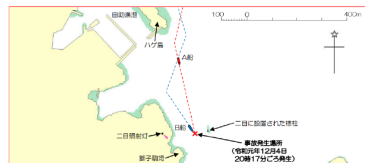


第3章 船舶事故事例

事例4 漁船A (0.4トン) 漁船B (0.3トン) 衝突

概要
漁船A（船長1人乗組み）は、いかひき縄釣り漁の目的で、平戸市東方沖の漁場で作業を終え、帰港のため平戸港に向け南南東進中、また、漁船B（船長1人乗組み）は、平戸市北方の漁場を移動しながら南南東進中、令和元年12月4日20時17分ごろ、長崎県平戸市獅子駒崎北方沖において、両船が衝突した。
B船は、船長が負傷し、右舷船尾部ブルワークの亀裂等を生じ、また、A船は、船首部船底等に擦過傷を生じた。

ポイント：法定灯火の不適切な表示
周辺に他船がないと思い込まず周囲の適切な見張り



船舶事故調査報告書、裁決書、刑事判決書（略式命令）の整理表

項目	船舶事故調査報告書 (運輸安全委員会)	裁決書 (海難審判所)	刑事判決書 (略式命令)
船名	漁船A船	漁船A船	漁船A船
船種	漁船	漁船	漁船
乗組員	【1人乗組】	【1人乗組】	【1人乗組】
衝突日時	令和元年12月4日 20時17分ごろ	令和元年12月4日 20時17分	令和元年12月4日 20時17分頃
場所	長崎県平戸市獅子駒崎北方沖 【平戸港から約6度10ノートル付近】	長崎県平戸市獅子駒崎北方沖 【平戸港から約6度10ノートル】	長崎県平戸市獅子駒崎北方沖 【平戸港から約6度10ノートル付近】
適用法律	海難審判法	海難審判法	海難審判法
内容等	本事故は、漁船、獅子駒崎北方沖において、A船及びB船が衝突した。A船は船首部船底等に擦過傷を生じた。B船は船長が負傷し、右舷船尾部ブルワークの亀裂等を生じた。	本事故は、漁船、獅子駒崎北方沖において、A船及びB船が衝突した。A船は船首部船底等に擦過傷を生じた。B船は船長が負傷し、右舷船尾部ブルワークの亀裂等を生じた。	A船船長は、A船の航行178度、速力1.9ノット